平成27年第5回辰野町議会定例会会議録(12日目)

- 1. 開会場所 辰野町議事堂
- 2. 平成27年6月12日 午前10時開議
- 3. 議員総数 14名
- 4. 出席議員数 14名

1番	岩	田	清	2番	根	橋	俊	夫
3番	向	Щ	光	4番	中	谷	道	文
5番	山	寺	はる美	6番	堀	内	武	男
7番	篠	平	良 平	8番	小	澤	睦	美
9番	瀬	戸	純	10番	宇	治	徳	庚
11番	熊	谷	久 司	12番	垣	内		彰
13番	成	瀬	恵津子	14番	宮	下	敏	夫

5. 会議事項

- 日程第1 議案第16号 平成27年度辰野町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第2 請願・陳情についての委員長報告
- 日程第3 追加提出議案の審議について 議案第20号 平成27年度辰野町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第4 地方自治法第180条の規定による報告事項 報告第5号 専決処分の報告について
- 日程第5 議員提出議案の審議について
 - 発議第1号 今国会での安全保障関連法案の立法措置を行わないことを求め る意見書の提出について
 - 発議第2号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用 に関する意見書(決議)の提出について
 - 発議第3号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求め る意見書の提出について
 - 発議第4号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出について
- 日程第6 議会閉会中の委員会の継続審査について

6. 地方自治法第121条により出席した者

町長 加島範久 副町長 武居保男 教育長 宮 沢 和 德 三 澤 基 孝 代表監査委員 総務課長 一ノ瀬 元 広 まちづくり政策課長 山 田 勝 己 産業振興課長 飯 澤 誠 こども課長 石川 あけみ 宮 原 修 二 赤羽 会計管理者 住民税務課長 博 保健福祉課長 守 屋 英 彦 建設水道課長 小 野 耕 一 生涯学習課長 桑 澤 英 明 辰野病院事務長 今 福 孝 枝

7. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 武 井 庄 治

議会事務局庶務係長 菅 沼 由 紀

8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第5番 山 寺 はる美

議席 第6番 堀 内 武 男

9. 会議の顚末

○局 長

ご起立願います。 (一同起立) 礼。 (一同礼)

○議 長

定足数に達しておりますので第5回定例会12日目の会議は成立いたしました。はじめに住民税務課、伊藤税務担当課長より公務のための欠席届が提出されています。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第16号、平成27年度辰野町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。

○成瀬 (13番)

2点ほどお伺いいたします。まず8ページの06農林水産業費県補助金の所ですけど、 農地耕作条件改善事業っていうのは、改善事業ってどういう事業かちょっと説明をお願 いいたします。あともう1点でありますけど、15ページの工事請負費の3,400万円の水 路改修工事ですけど、どこの場所でどういう、3,400万円ていう工事どういう工事かお 聞きいたします。

○産業振興課長

8ページの事業の内容でございますけれども、ただ今の15ページのこの工事と関連しております。まず、経過でございますけれども、この農業基盤整備促進事業はですね、国の補助金が少ないためにですね、この農地耕作条件改善事業に切り替えるものでございまして、精査をした結果金額に若干誤差がございますけれども、この金額で補正をし直すものでございます。どういう内容かということですけれども農地中間管理機構というものができておりまして、要するに農地バンク、借りたい人が預けて作れる方がそこから借りるというようなですね、そういう仕組みの事業を進めているわけですけれども、そういうものを促進するための事業でございます。その事業の中で、このハード事業を取り組むというものでございます。2番目の質問の水路の改修工事の具体的な場所ですけれども小野の高橋川の改修でございます。以上です。

○議 長

ほかにありますか。

○宇治(10番)

今の質問の関連ですけれども、高橋川の現在の自衛隊道路の土砂の埋めている箇所、 という理解でよろしいでしょうか。

○産業振興課長

はい、そのとおりでございまして、あそこをですね町の公共事業でやっていくわけですけれども、埋めるもんですからそこを 1.4 メートルくらいのですね、ボックスカルバートで施工しまして延長で 117 メートルを予定しております。以上です。

○宇治(10番)

場所と工法についてよく分かりました。地元でもですね非常にあそこを埋め立てていただくのはありがたいし、しかし水路が数メートルぐらい下にあるもんですからどういう構造でやるのかなというね、こういう質問を私もいただいておりましたので、今のような話でやっていただくのはありがたいということですけれども。もう1点ですね、上流という意味ではありがたいんですが、病院の議会あたりもですね質問が出てまして、その下の国道に接続する部分ですね、ここが過去から洪水で氾濫しているという経緯がありますので、そちらへの続きをですねやるようなお考えっていうのはあるのか、どうか、その点についてお話いただけますか。

○産業振興課長

これから診療所ですとか、特養、というような施設もできることもございますし、かってにはあそこが越流したというようなこともございます。今回はですねあそこの町道の下の暗渠も事業に含めておりまして、あそこが非常に狭いんですね。非常に危険な形になっておりますのであそこまで改修する予定でございます。そうするとかなり、下流の方はですね流下能力が十分あるんじゃないかっていうふうに考えておりますけれども、いずれにしろ国道まで改修の必要性はあるっていうふうに認識しておりますので、今後ですね、県と相談しながら予算等の要望等もですねしていくような方向で検討をしてまいりたいと思っております。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

○中谷(4番)

16ページの土木費の関係で05の道路舗装費の1,000万円の追加補正の関係でありますけれども、ちょっと初日の議案説明の中であったかとも思いますけど、ちょっと聞き漏らしてありますので、誠にすみませんけど内容とか場所とかそんなことが分かりましたらお願いします。

○建設水道課長

1,000 万円の補正につきましては17ページの0809の道路舗装事業になります。これはですね一般質問にもありましたけれども、地元要望によりまして地元負担金を納めていただく中で事業を行う事業でございまして、予定箇所はですね現在、宮木と宮所から要望が出ておりますので、主にその2箇所に道路の舗装工事を行うということで1,000万円の補正を計上したところでございます。以上です。

○中谷(4番)

どうもありがとうございました。

○議 長

ほかにありませんか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第16号、平成27年度辰野町一般会計補正 予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご 異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第16号、平成27年度辰野町一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。日程第2、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に各常任委員会へ付託となりました請願・陳情について各常任委員長より審査結果の報告を求めます。はじめに陳情第5号、「平和都市宣言」に反する集団的自衛権の行使にもとづく安保関連法案に反対の決議を求める陳情。陳情第6号、「安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書」の提出についての陳情書。陳情第7号、「国民的合意のないままに、安全保障法制の立法措置を行わないように求める意見書」提出についての陳情。以上、3件について総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、根橋俊夫議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長(根橋)

それでは総務産業常任委員会における陳情の審査報告をいたします。本定例会初日に 当総務産業常任委員会に付託されました案件は、次の陳情3件でありました。陳情第5 号は、『当町の「平和都市宣言」に反する集団的自衛権の行使にもとづく安保関連法案 に反対の決議を求める陳情』で、伊那谷九条の会、代表、角憲和氏から提出されたもの です。陳情第6号は、『「安全保障関連法の慎重審議を求める意見書」の提出について の陳情』で、上伊那医療生活協同組合、安心まちづくり委員会、委員長、下平まち子氏 からの提出されたものです。陳情第7号は、『「国民的合意のないままに、安全保障法 制の立法措置を行わないように求める意見書」提出についての陳情』で、2015平和行進 実行委員会、辰野代表、一ノ瀬静子氏から提出されたものです。以上、3件の陳情につ きまして6月11日午前10時から総務産業常任委員会室において、委員全員出席のもと慎 重に審査を行いましたので、以下、その概要を報告いたします。なお、陳情者及びその 他1名から傍聴の申し出がありましたので、許可をいたしました。まず、審査にあたり 3件の陳情は、いずれも現在国会において審議されている「国際平和支援法案」と「平 和安全法制整備法案」について、基本的に反対ないしは慎重審議を求める点で共通をし ているため、基本的な内容について一括審査をし、採決についてはそれぞれの陳情が求 めている内容については個々に異なる点があるため、個別に採決を行うことに決しまし た。まず、全体に共通して出された意見としては、1、今回の陳情は、国政の安全保障

に関する内容であり、地方議会で議論することに違和感があるが、現在の国民感情から みてもっともの点もある。 2、今回の法律案は憲法違反であることは明白であり、学者 の90%は認めないだろう。政府は強引である。このまま成立しても、違憲審査会に係る のではないか。3、権力を制限するのが憲法であり、行政が突出して憲法を無視すれば 憲法の意味がなくなる。4、日米安保条約や日米地位協定は憲法の上にあり、沖縄の現 実はそのことを示している。政府はこうした法制の実態を正直に国民に示すことが必要 である。そのうえで、国民的な合意を図るべきである。5、現状では、国民は法律案を よく理解しているとは言えないので、時間をかけてもっと突っ込んだ審議をすることが 必要である。6、国権の最高機関が国会なのに、政府が憲法を法律に合わせるという考 え方は憲法を無視するもので許されない。安倍政権のやり方は言語道断である。7、自 衛隊員のリスクについてもようやく認めるなどの審議の状態では、採決できる状態では ない。8、先の総選挙では、集団的自衛権については大きな争点にしなかった。9、戦 後70年間平和だったのは憲法があったからと考える。今ここで憲法を変える必要はない。 10、法曹界の8割から9割が反対している。法案は憲法9条2項に抵触する。憲法9条 は、61名の国会議員が賛同してノーベル平和賞候補にもノミネートされており、9条を 守ってきたことが戦後の平和を実現してきたと考える。日本は言葉だけで、真に戦争に ついて反省しているとは言えない。アメリカにべったりの態度をとっていることが問題 である。ドイツのように、真に自立した態度をとるべきである。11、現在の政権は肯定 するが、戦争はやってはいけないと考える。最悪、攻められたときの自衛権の行使はや むを得ないと考える。以上の意見を共有したうえで、個々の陳情について審査をいたし ました。陳情第5号については、「平和都市宣言」との関係においても陳情の趣旨は矛 盾はなく賛成という意見と、辰野町議会における「決議」はあまり例がなく、全員の賛 同が得られにくいことから慎重にした方がよいとの意見に分かれ、採決の結果、4名の 賛成で採択に決しました。なお、陳情者の意思について確認したところ、本陳情の採択 が目的とのことでしたので、その後の措置については特に実施しないということにしま した。陳情第6号については、「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書提出に ついての陳情ですが、陳情項目には、「安全保障関連法案」の反対または、今国会での 成立ではなく、慎重審議を求める意見書の提出となっており、どちらかの意見書を提出 してほしいとの陳情です。意見としては、「今国会での立法には反対する」という内容 の意見書を提出すれば、陳情者の趣旨に添うことになるということから、全員一致にて

採択と決しました。陳情第7号については陳情は、「国民的合意のないままに、安全保障法制の立法措置を行わないように求める意見書」の提出を求めていますが、「国民的合意のないまま」という意味は「まだ理解が進まなくて、国民的合意は形成されていない」という意味と「国民が合意をしていないのに」という意味の両方にも解釈され、趣旨が曖昧でありますがいずれの立場であっても、「今国会での法案の立法措置を行わないことを求める」との意見書を提出すれば陳情者の趣旨に応えることができるとの考えから全員一致にて採択と決しました。以上、3件の陳情の審査結果を申し上げました。議員全員の賛成により採択されますようお願いいたします。なお、陳情第6号及び陳情第7号に関する意見書を別途議員発議にて提案しますので、全員のご賛同をいただきたく併せてお願いして委員長報告といたします。

○議 長

ただ今の委員長報告に対し、陳情第5号、「平和都市宣言」に反する集団的自衛権の 行使にもとづく安保関連法案に反対の決議を求める陳情。陳情第6号、「安全保障関連 法案の慎重審議を求める意見書」の提出についての陳情書。陳情第7号、「国民的合意 のないままに、安全保障法制の立法措置を行わないように求める意見書」提出について の陳情。以上、3件について一括して質疑を行います。ありませんか。

○小澤(8番)

最初の「平和都市宣言」に反する集団的自衛権の行使にもとづく安保関連法案に反対の決議を求める陳情の件なんですけれど、先ほどの委員長報告にもよりますと4対2ということで採択になってますけど、辰野町のこの議会、昭和59年というふうになっているんですが、平和都市宣言を発した時の世界的な状況を見ますと、ソ連とアメリカが非核って言いますか軍拡、核の拡大を進めている中でイギリスのマンチェスター市がこのそういう状況を危惧して出したというふうに聞いております。その中で、それが日本にも伝わってきて、その段階で一番多くなってきた段階が59年ころなんですけれど、それについてのこの辰野町がやったのは核に対する反対っていうことであって、今回の陳情の文面見ますと、現代の安倍政権に対するこのような状況まで想定してなかったっていうふうに思うんですけれど、ですんでこの陳情を見ますと強引に今の情勢に対して結び付けたような陳情だと思いますんで、そこのところはどのように解釈いただいたのかなというふうに思うんですけれど。

○総務産業常任委員長(根橋)

それではお答えをしたいと思います。今、小澤議員が言われましたように平和都市宣言、昭和59年に経過からだと町の要請に基づき議会で決議をしたというふうに聞いております。内容は今、言われたとおりでありまして主な論点はやっぱり核廃絶、核兵器のいわゆる冷戦時代における核兵器の増大に対する危機感を持った形で核廃絶を願う立場から主は宣言をされた内容っていうふうに、宣言について読みますと読み取れました。しかし同時にその中で平和を目指していくという文言があるということで、陳情者の趣旨は核のことは今回あんまり確かに言っておらずに安保関連法案のことを言っているわけですけれども、平和を求めていくうえで再度これを確認してほしいというようなふうに取りまして、そういう意味では全部その平和都市宣言と同じことを言っているわけじゃありませんけれども、趣旨は平和を求めているっていうことで、よいではないかっていうことの意見が出ておりまして、そのような採択状況になっております。

○小澤(8番)

内容は分かりましたけれど、やっぱりその時の出した趣旨っていうか、宣言をやった時の状況等を踏まえた中でやっぱり強引に今の、その時の状況がそうだったから出したという宣言というものがあると、全てあると思いますのでそれを大事にしていくうえにおいては、いろいろのそれがあったから今回のような、私の感じなんですけど強引に結びつけてやっていくっていうのは、ちょっと筋が違うんじゃないかなと思いましたんで、委員長さんの考えは分かりました。ありがとうございました。

○議 長

ほかにありませんか。

(な し)

○議 長

質疑を終結いたします。陳情3件を一括して、討論を行います。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって陳情第5、6、7号は委員長報告のとおり決しました。 次に陳情第2号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書(決議)の採択を求める陳情。請願第3号、国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書。請願第4号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書。以上、3件について、福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、堀内武男議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員会(堀内)

それでは福祉常任委員会における請願陳情に対する委員長報告を行います。本定例議 会、初日、当福祉教育常任委員会に付託されました陳情1件と請願2件に対して6月10 日委員全員出席のもと、慎重に審査を行いました。以下、委員会の審査内容に沿って報 告いたします。陳情第2号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な 運用に関する意見書(決議)の採択を求める陳情。提出者、日本労働組合総連合会長野 県連合会、会長、中山千弘氏。同、上伊那地域協議会、議長、北澤洋二氏。陳情趣旨は、 公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、老後生活保障の柱となっています。グリーン ピア問題や年金記録問題等により年金制度に対する不信感は根強く、国民年金保険料の 現年度納付率は60%前後で推移し、将来、無年金・低年金となり、生活困窮に陥る可能 性が高いと予想されます。そのような中で、政府は公的・準公的資金の運用等のあり方 について検討を掲げ、リスク性資産割合を高める方向で改革を求めています。年金積立 金は被保険者の利益のために長期的観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきであり、 被保険者の意思確認がないまま政府が一方的に見直しの方向性を示すことは問題です。 よって被保険者・受給者が被害を被ることがないよう、安全かつ確実な運用を図るよう、 国会及び関係行政庁に対して意見書を提出して欲しいとした陳情です。審査の中で、国 はリスク性資産割合を高め、投資にて年金運用を図ろうとしている。これは大きな危険 をはらんでおり安全を確保した運用を図ってもらいたい。2番目として長期的観点から 保険料拠出者の意見もよく聞いて年金行政が破綻しないように慎重な対応を望む。3番 目として国民の財産である年金積立金を毀損しないよう確実性のある管理の構築を望む。 等の意見が出されました。審査の結果、委員全員一致で採択とし意見書を提出すること に決しました。続きまして請願第3号、 国の責任による35人以下学級推進と、教育予 算の増額を求める意見書提出に関する請願書。提出者、辰野町教職員組合、代表者、大

脇創也氏。紹介議員、垣内彰議員。この請願趣旨は、長野県では2013年に30人規模学級 が中学校3年生まで拡大されていますが、義務標準法の裏付けがないため小学校では本 来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に対しての配置に課題も多 く残されています。また複式学級の解消に向けて地方自治体の財政的負担が増大してお ります。少人数学級の推進は我が国の義務教育水準の維持向上を図る上で重要であり、 厳しい財政状況の中で地方自治体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実 施する必要があります。以上の理由から義務標準法の改訂を伴う教職員定数改善計画の 策定と実行を強く要請するとともに、教育条件整備を強力に進めるよう意見書を提出し てほしいとするものであります。審査の結果、毎年同時期に出されている請願であり議 論は尽くされているが、長野県では30人規模学級の運用となっているものの義務標準法 の裏付けがなく課題が多い。複式学級においても各自治体独自で対応しており、加配に より財政負担が重くなっている。また国と県の定数が異なり、学級定数引き下げは絶対 必要である。等の意見が出されました。審査の結果、委員全員一致で採択とし、意見書 を提出することに決しました。請願第4号、「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求め る請願書。提出者、これは請願第3号と同じでございます。請願趣旨は、義務教育費国 庫負担制度が成立し、教育の機会均等や教育条件の差がなくなり、保護者負担も大きく 減りました。しかし2006年に三位一体改革の中で、費用の負担割合は2分の1から3分 の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状態が続いています。国庫負担率を2分の1 へ再び戻し教育水準の維持・向上を図り、県や市町村の財政状況による教育格差が広が らないよう制度の堅持・拡充を求める意見書を提出してほしいという内容です。審査の 中で、毎年出されてきている請願であり、議論が尽くされている。教育格差が広がらな いためには制度の堅持・拡充が必要であり、しつこく請願書提出を行うべきである。等 の意見が出されました。審査の結果、委員全員一致で採択とし意見書を提出することに 決しました。以上、委員会における陳情審査1件、請願審査2件の審査結果は全て採択 とし、意見書提出と決しました。ここに委員会における審議結果を報告し、全議員の賛 同をいただきますようお願いするものであります。以上をもちまして委員長報告といた します。

○議 長

只今の委員長報告に対し、陳情第2号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安 全かつ確実な運用に関する意見書(決議)の採択を求める陳情書に対する質疑を行いま す。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって陳情第2号は委員長報告のとおり決しました。次に、請願第3号、国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書について。請願第4号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書。以上2件について一括して質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。請願2件を一括して、討論を行います。ありませんか。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり決しました。日程第3、追加提出議案の審議について。議案第20号、平成27年度辰野町一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第20号、平成27年度辰野町一般会計補正予算(第3号)を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は生活支援センターのシロアリ駆除委託及び長野県地域医療介護総合確保基金事業補助金採択に伴う、上平出介護予防センターの

改修にかかる補正予算であります。この補正総額は992万円の追加であり、予算総額は84億657万3,000円となります。その概要を申し上げますと、歳入につきましては分担金及び負担金、県支出金、繰越金の増額であります。歳出につきましては民生費の生活支援センターで発生したシロアリ駆除の委託料及び上平出介護予防センターのバリアフリー化等の改修工事設計管理委託などの増額であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋 (2番)

7ページで歳入の関係で質問いたしますけれども、県の補助金ということになっておりますけれども、これはいわゆる国の事業なんでしょうか、県の事業なんでしょうか。

○保健福祉課長

これにつきましては実際には国から来ていて、県の方で基金として持っている事業を 県補助金としていただくという事業であります。

○議 長

ほかにありませんか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第20号、平成27年度辰野町一般会計補正 予算(第3号)についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決 するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第20号は原案のとおり可決されました。日程第4、 追加提出報告事項、専決処分の報告について。地方自治法第180条の規定による報告事 項がありますのでお聞き取り願います。

○総務課長

報告第5号、専決処分の報告について。地方自治法第180条の規定により町が損害賠償の責を負うものについて専決処分をしたので報告をいたします。内容は公用車におけ

る財物事故であります。事故発生は27年4月9日であります。商店の駐車場から公用車をバックさせた際、右隣に駐車中の車両に接触し、破損をさせたものでございます。全国自治協会自動車共済損害賠償にて示談となりまして、22万8,560円を支払ったものでございます。専決日は6月5日です。以上、報告をさせていただきました。

○議 長

只今報告がありましたが、報告事項でありますので特にここで聞いておきたいという 点に限って質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。日程第5、議員提出議案の審議についてを議題とします。発 議第1号、今国会での安全保障関連法案の立法措置を行わないことを求める意見書につ いてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第1号 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○岩田(1番)

者の元になってます、陳情の内容を精査しましたけれども、一部感情的な表現もありましたけれども主論骨子である憲法9条の遵守により70年間我が国が戦争に巻き込まれず、まがりなりにも平和国家として機能してきたという指摘はそのとおりであると思います。今年度もまた先ほど委員長の報告にございましたようにノーベル平和賞にノミネートされるというニュースもありました。今回の政府が拙速とも言える安保法制の整備を急いでおりますけれども、これはアメリカが現在、莫大な借金財政を抱え貧困層への医療保険事業も行き詰っている状態にあるということでございます。それでオバマ大統領は大幅な軍事費の削減を迫られている深刻な事態に陥っているという事実があります。したがって、その一部を日本、なかんずく我が自衛隊、国防費に肩代わりしてもらおうという話であります。このアメリカの世界戦略の中に我が国は強い独立国家だと思い込んでいる首相が、我が国の首相が乗ったことが発端だと考えております。政府見解の有力なよりどころであります集団的自衛権の法的根拠としている1959年の砂川判決はアメリカ

軍の基地が憲法違反かどうかの判例であり、集団的自衛権を論じたものではありません。 そして、安保条約は高度な政治的な判断であるという、いわば憲法の埒外(らちがい) 制約の埒外にあるとして認めた最高裁判決でありました。それ以来ですね、我が国の法 体系及び安全保障体制は大きな矛盾を抱えて今日まで来ているわけでございます。そも そも自衛権のあるものは個別とか集団とかの区別は判然としないと私は考えております。 こういうことはですね具体的な事例が覆された結果、ただ分類されるべきのものであり まして、政府の説明にあるとおり我が国の存立に関わる明白な危険がある、というよう な事態はまさに緊急避難的なケースも含め、全て個別的自衛権の範疇で発動できるとい うふうに私は考えます。それで何の問題もないと思います。それ以上の国難がある場合 は特別法で対処すればいいわけですし、もともと政府はそういう具体例の説明に苦しん で、よその国であるオマーンとイランの領海内であるホルムズ海峡でのシーレーンの封 鎖ということを挙げています。これをですねマラッカ海峡と言わないのは、マラッカ海 峡では迂回路があるというような不思議な説明ですけれども、この機雷除去作業がなぜ 日本の存立を揺るがすかという、重大な事項と言うのはですね、まことにですね可笑し な話で、まさに詭弁と言うしかないと思います。これはですね政策的にですね、石油の 輸入する国を増やしたりですね、それから代替エネルギーをですねきっちりとね開発し ていけば済むことであって、存立危機と一番重大な事項だとはとても思えません。また、 もし機雷の除去があるなら機雷掃海特別法などを作って対処すれば良いのだと思ってお ります。自衛隊の出動のケースとして、また戦闘状態にない平坦部での後方支援という 概念をいたしてきていますけれども、古今の戦や戦争を見てみますと相手、敵陣の糧道 を絶つということが有力な作戦としているのが歴史的な事実であり、補給路を含めて戦 争状態にあっていることは明白であり、安全な平坦部などというのはまさに机上の空論 であり、実践を経験しないものの虚偽の空想でございます。こういうことを政府が力説 するので、今防衛大学では来春の任官拒否の学生が多数出そうで、頭を痛めているとい う笑えない話もあります。私は9条の会の方々のように9条を守れば戦争は起きないと いうような非常にですね、高邁な性善説に基づいた理想主義者ではありませんけれども、 どうした今後の日本が安全に独立を守れるかということを真剣に考えなければならない という立場からですね、本意見書はですね辰野町議会のですね全員の総意をまとめたで すね安保関連法案についてはですねゼロベースで見直す、そういうことをですねこの意 見書でしっかり謳っていますので、以上の理由の中で本意見書に賛成させていただきま

す。以上です。

○議 長

賛成意見がありましたので、反対意見はありますか。

○篠平(7番)

この意見書には賛成します。これ、趣旨説明が先でその後、反対討論、賛成討論じゃないですか。議事進行がちょっとおかしいような気がするけど。提案者のね、趣旨説明があるんじゃない、その前に。

○根橋 (2番)

議事進行についての動議ですけれども、従来、陳情請願に基づく議員発議については 陳情請願のところで趣旨説明を説明しているので、省略してきたのが今までの議事運営 だったと思いますので、このままで良いと思います。

○篠平(7番)

今まで、議員発議でね出している場合には先ず、局長がこの意見書を読み上げて、その後、確か提案者が趣旨説明をして、その後、質疑討論に入ったと思うんですけど、ただまあ、今回ここまでもう進んできちゃっているから、後で確認してみてください。

○議 長

また、確認します。質疑、討論を終結いたします。これより発議第1号、今国会での 安全保障関連法案の立法措置を行わないことを求める意見書 についてを採決いたしま す。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。次に発議第2号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第2号 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。発議第2号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出についてのを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第2号は原案のとおり可決されました。次に発議第3号、国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について。発議第4号、「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出について。以上2件を一括議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第2号、3号 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第3号、国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書についてを採決いたします。お諮りいたします。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第3号は原案のとおり可決されました。これより発議第4号、「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第4号は原案のとおり可決されました。日程第6、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長、議会運営委員長より、別紙のとおり「閉会中の継続審査申し出書」が提出されております。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規定により各

委員長の申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しま した。以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで町長から挨拶を受けます。 〇町 長

6月1日に開会いたしました第5回辰野町議会6月定例会にご提案をいたしました追加議案を含めまして20議案全てを原案どおり可決いただきまして、まことにありがとうございました。特に今議会は選挙を通じ多数のご支持をいただき、住民の付託を受けての最初の一般質問であり、多くの傍聴者の皆さん方の前で歯切れの良い質問に、私どもも緊張の時間でございました。急速に進む人口減少対策や、これからの町についてご提案やご意見をたくさんちょうだいいたしました。医療、福祉、教育、道路、防災など議員の皆さまや町民の皆さまの英知をお借りしながら、職員ともども活路を見出していきたい、こんなふうに思っております。明日、新町発足60周年、ワイトモとの姉妹都市提携20周年の記念式典を開催し、引き続き第67回ほたる祭り開幕式が行われます。議員皆さまの変わらぬご支援をお願い申し上げ、閉会にあたってのご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議 長

以上で本日の会議を閉じます。これをもちまして6月1日に開会いたしました平成27 年第5回辰野町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

11. 閉会の時期

6月12日 午前 11時 4分 閉会

この議事録は、議会事務局長 武井庄治、庶務係長 菅沼由紀の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番